

事業者排出量削減計画書

( 宛先 ) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		平成23年 9月28日					
京都市南区東九条南石田町5番地		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪バス株式会社 取締役社長 塩田 正 電話 075 - 682 - 2310					
主たる業種	道路旅客運送業	細分類番号 4 3 1 1					
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、自社環境マネジメントシステムに基づき温室効果ガス排出量の1%削減を目指す。						
計画を推進するための体制	専務取締役を環境管理責任者とする京阪バスグループ環境マネジメントシステム						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,501.9 トン	6,454.7 トン	6,441.7 トン	6,424.2 トン	-1.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,501.9 トン	6,454.7 トン	6,441.7 トン	6,424.2 トン	-1.0 パーセント	
目標の根拠		あらゆるエネルギー消費の改善策を検討するとともに、より効率的な事業運営を目指すことで、目標の達成を図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/10000)	10.23	10.16	10.14	10.11	-0.65 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		バスの走行距離に応じ排出量は増減するが、エコドライブにより燃料消費を抑制することで、確実に原単位当たりの排出削減を図る。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す。					
	(24) 年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す。					
	(25) 年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	本社事務所において、毎月16日の京都市ノーマイカーデー、第4木曜日に独自のノーマイカーデーを実施している。この取組により、エコ通勤事業所の認証を受けている。					
	上記の措置を採用する理由	本社事務所は、地下鉄駅上に立地しており、勤務者も日勤勤務者のみのためマイカーを使用せずとも通勤が可能である。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	事業計画により、徐々にバスの台数が減っている。平成20～22年度との比較とした場合、現在より排出量が増え、目標を達成できるため、あえて平成22年度単年度との比較として実状に合わせている。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。